

2019年9月25日

令和元年台風第15号により被害を受けられた皆さまへ

株式会社ホープ少額短期保険

令和元年台風第15号により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆様からのお問い合わせを承っておりますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用時の特別措置のご案内】

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、**災害救助法**が適用された日から一定期間猶予させていただきます。

特別措置の適用をご希望のご契約者さまは、当社担当窓口または当社代理店までお申し出ください。

事故受付専用ダイヤル：0120-565-040（24時間365日対応）

当社担当窓口：0120-800-192

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、弊社規程の休業日を除く）

災害救助法適用地域	法適用日
東京都 島しょ大島町	2019年9月8日

以上